

期日前投票所の投票立会人の主な仕事

期日前投票所における投票立会人は、投票が行われる際に投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことが役目です。主な仕事については次のとおりです。

1. 期日前投票の事務全般に立ち会うこと

期日前投票所では、次の①～⑩の流れで投票事務が進行します。円滑に支障なく行われているか、全般にわたり立ち会います。（ただし※印の番号は、該当しないときがあります。）

（投票事務の流れ）

- ① 午前 8 時 3 0 分に期日前投票所を開ける。
- ② 来場した選挙人から順に期日前投票の宣誓書・請求書の提出を受ける。
- ※③ 初日のみ、最初の選挙人が投票する前に選挙人の面前で投票箱が空であることを示し、投票箱に施錠する。（以降、投函口以外は最終日まで開かない。）
- ④ 選挙人の本人確認を行い、選挙人名簿と対照し、投票用紙を交付する。
代理投票、点字投票は、求めに応じて事務従事者が補助する。
- ⑤ 投票用紙を投票箱に投函し終了した選挙人が退場する。
- ⑥ 午後 8 時 0 0 分に期日前投票所を閉める。（※地域によって、閉所時刻が午後 6 時 0 0 分の場合があります。ご注意ください。）
- ⑦ 投票箱の投函口に施錠する。投票録を調製する。
- ⑧ 投票管理者、立会人 2 名が投票録に署名（自署）する。
- ※⑨ 時間途中で立会人の方が交替した場合は、必ず引継書を作成する。（⑧の投票録には閉鎖時間にいる立会人 2 名が署名します。）
- ※⑩ 最終日には、投票管理者が投票箱、投票箱の鍵のほか、投票録など関係書類を選挙管理委員会に送致する。（立会人の随行は必要ありません。）

2. 投票について意見を述べること

次の場合において、投票管理者に意見を述べることができます。

(1) 投票を拒否することについて

投票を拒否することは、公職選挙法第50条に規程がありますが、投票管理者がその規定に該当していると判断したとき、投票立会人の意見を聴くものです。

＜参考＞ 公職選挙法第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）

- 1 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。
- 2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。
- 3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。
- 4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。
- 5 投票立会人において異議のある選挙人についても、また前2項と同様とする。

(2) 代理投票を拒否することについて

(3) 代理投票を補助する者の選任について

代理投票を補助する者の選任については、代理投票ごとに選任する場合と、予め選任しておく場合とがあります。

＜参考＞ 公職選挙法第48条（代理投票）

- 1 心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第46条（投票の記載事項及び投函）第1項から第3項まで、第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）第4項及び第5項並びに第68条（無効投票）の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、

代理投票をさせることができる。

- 2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）1人の氏名、1の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は1の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。（以下略）

また、次の場合にも意見を述べることができます。

（４）投票を拒否された選挙人、投票を拒否されない選挙人について異議があるとき

（５）代理投票を認められた選挙人について異議があるとき

ただし、投票管理者は、上記の意見に拘束されることなく自らの判断によって、最終的に決定することができます。

このほか、

（６）投票録に署名する

（７）投票管理者から指定を受けた立会人は、投票箱のかぎを封印する

が主な仕事となります。

最後に、公益代表として選挙の公正を確保する職責が伴いますので、病気その他やむを得ない事故など正当な理由がある場合を除き、辞職することはいけませんのでご注意ください。

《期日前投票所の投票立会人として留意すべきこと》

1. 定刻までに必ず選任通知書、印鑑を持って参会してください。
2. 期日前投票の初日に選挙人が投票する前に、投票箱に何も入っていないことの確認をするときに立ち会ってください。
3. 投票に来た選挙人について、選挙人名簿の対照、期日前投票の事由の審査、投票用紙の交付などの一連の事務が適正に行われているか、投票の秘密が守られているか立ち会ってください。
4. 投票が始まるとみだりに期日前投票所外へ退出することはできません。用便、食事、その他やむを得ない理由により退出するときは、2人同時に席を空けることのないようにしてください。※食事のために投票所外へ出ることはご遠慮ください。
5. 投票録は必ず自分で署名してください。
6. 投票箱を閉鎖するときは、立会人2人のうち投票管理者から指定された投票立会人は、投票箱のかぎを封印してください。
7. 投票立会人は、その公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故など正当な理由がある場合を除き辞職することはできません。